

【県政パブリック・コメント】

「熊本県食料・農業・農村基本計画（素案）」に関するご意見の概要及び県の考え方について

※「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」、「熊本県水産基本計画」については無し

No	ご意見・ご提案の概要	県の考え方	取扱
計画全体に関すること			
1	菊池郡大津町では TSMC や集落営農があるおかげでこれからやる気ある若手の農家が農地を借りれない現状があり大変困っている。今後大津町では JR 問題や工業施設などでますます農地が減少すると思いますが、対策を考えて頂きたい。	ご指摘のとおり、半導体関連企業の進出に伴い、農地の減少が顕著になってきていることから、引き続き農地のマッチング等の営農継続支援に取り組み、半導体産業との共生に向け関係機関と連携して取り組んで参ります。また、各論「1(1)④担い手への農地の集積・集約」に記載のとおり、認定農業者や集落営農組織等の担い手に加え、中小・家族経営などの多様な農業人材を位置づけるとともに、遊休農地の解消・拡大防止等を含め、地域全体で農地の有効利用に取り組んでいくこととしております。	記述済み
2	～「食のみやこ熊本県」の創造に向けた稼げる農畜産業の実現～のキャッチコピーについて、日本文化の象徴である工芸作物の「い草」の振興に関する条例を熊本県は定めたところであり、全国一の生産量を誇る宿根カスミソウや葉タバコもあることから、「食」に限定しない農畜産物を網羅する言葉を選ぶべきである。	令和6年12月に策定した県の基本方針である「くまもと新時代共創基本方針」に基づき、「食のみやこ熊本県」と表記しています。ご指摘のとおり、い草や花きにつきましても、本県の主要な農産物としてP45「1(2)③魅力ある農産物の生産体制強化」に記載のとおり取り組んで参ります。	参考
はじめに（計画の策定にあたって）			
1 策定の背景			
3	<p>P21に記載の「こうした情勢を踏まえ、本県の基幹産業である農畜産業が持続的に発展し、かつ、平時から日本の食料安全保障の中核を担っていくためには、」で明らかなように、当該周辺部分の記載は、本来、この「策定の背景」に記載すべき部分である。</p> <p>①「稼ぐ」ことだけを前面に出すのではなく、昨年改正の食料・農業・農村基本法及び本年4月に閣議決定された国の「食料・農業・農村基本計画」との関係性から、「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」の五つの基本理念について触れ、熊本県が日本の「食料自給率」及び「食料安全保障」において重要な役割を担っている点を記載すること。</p> <p>②半導体関連産業の集積や住宅地開発等に伴う農地転用が急激に進行することで「食料安全保障」や「地下水保全」の脅威となっている現状について明確に記載すること。</p> <p>③②に関連して、「食料自給率」維持のベースとなる農地の確保（規制等による開発のための転用による減少の抑制等）の重要性について、「熊本県農業振興地域整備基本方針」において「悠久の宝である農地を守り、集積・集約化し、次の世代に引き継ぐ」とした「農地に関する基本理念」を引きながら、県民に向けて発信すべき。</p> <p>この点について明確に記載しないことは、今後の開発に支障となるとの観点で、敢えてこれを避けるよう、庁内調整の際に企業立地及び開発担当部局から修文意見が出されたらと県民に思われても仕方がないとする。</p>	<p>「策定の背景」では、前計画における県全体の情勢や施策、農業を取り巻く現状について記載し、p21の「第3章くまもとの農畜産業の目指す姿」では、国の「食料・農業・農村基本計画」や県の基本方針を踏まえた次期計画の方向性を記載しています。また、国の基本法及び基本計画との関連性については、それぞれ各論において位置づけ、取り組んでいくこととしています。</p> <p>半導体関連産業の進出に伴う様々な課題については、地下水利用や都市計画などの各分野ごとに検討しており、農業分野においては各論「1(1)⑤農畜産業振興と半導体企業進出の両立に向けた営農継続支援」に整理しています。頂いたご意見も参考に、関係市町村や地域と連携し、地域のご意見等を伺いながら、地域の実情に応じた取組みを進めて参ります。</p>	補足

第1章 くまもとの農畜産業の今			
1 くまもとの農畜産業の概況			
(7) 地下水と土を育む農業及びみどりの食料システムの推進			
4	下水道終末処理場の汚泥を原料として製造される汚泥肥料の有効活用に向け、処理場での除去が困難な生活排水以外の化学物質を含む工場排水の混入を防ぐための措置を講じる旨の記載をすべきである。	汚泥肥料は、農林水産省が肥料取締法に基づき定める公定規格で汚泥肥料の種類ごとに含有を許される重金属の最大量を定め、基準に適合したもののみを登録し、流通を認めています。また、法に基づく立入検査により、生産される汚泥肥料中の重金属の量を検査しております。肥料の原材料の多くは海外に依存しているため、県としても適正に取り扱われている国産の汚泥肥料を活用して参ります。また、各論「1(4)①地下水と土を育む農業及びみどりの食料システムの推進」に記載のとおり、下水汚泥肥料を含む「未利用資源」を活用した取り組みも進めてまいります。	補足
2 くまもとの人口推移、農業の担い手			
(8) 外国人材			
5	「高齢化等に伴うリタイヤ等による農業従事者の減少を補う形で」、「技能実習制度等を活用して」等の言葉を補うこと。	ここでは現況を記載していますが、外国人材についての詳細は、各論「1(1)②農業・農村を支える人材の確保・育成」の中で、技能実習制度等を活用した上で、受入体制・就労環境の整備を進めていくことと記載をしています。	補足
第2章 くまもとの農畜産業を取り巻く情勢と課題			
1 人口減少・高齢化社会への対応			
6	P19に記載の「このため、親元就農をはじめとする新規就農者の確保・育成」以降に、下線部分の箇所を追記するべきである。 等が重要であり、農業後継者を積極的に他産業に就業させる農村産業法等の制度適用は慎重になされるべきで、認定農業者や地域営農組織の育成、企業等の参入促進を図るには単に儲かる農業を目指すのではなく、農業生産等に従事する者がプライドをもって「国民に安全・安心な食料を安定的に提供」することができるよう、学校教育や職業教育の場において、農業従事者に対するレスペクトや感謝の心が醸成されるような教育がなされる必要がある。	「稼げる農畜産業」の実現や「食のみやこ熊本県」の創造を進めつつ、教育機関等と連携した農業の魅力発信による担い手確保や農業への理解を深める活動をさらに強化して参ります。	参考
7	上記以降に、下線部分の箇所の追記や文言削除をするべきである。 その他、また、農業生産現場や集出荷施設等における外国人材・障がい者等の受入れなどの多様な人材確保に取り組むとともに、必要に応じて外国人材の活用も可能な環境づくりが必要でいくことが重要となっています。	国の食料・農業・農村基本計画第4-I-2(2)食料自給力の確保（③持続的な農業経営の実現に向けた雇用労働力の確保・環境整備）における、「副業など働き方の多様化が進展していること、農業分野における外国人材の総数が増加傾向にあること、農福連携等により多様な人材の雇用が進んでいることなど、雇用の態様にも様々な変化が見られるところである。」の記載に基づく表記としています。	補足
8	上記以降に、下線部分の箇所を追記するべきである。 また、今後、担い手や労働力不足が急速に進んでいくことに備え、効率的かつ生産性の高い農業経営への転換や生産体制の確立が急務となっています。このため、農地の集積・集約化や労働生産性の向上、農業利水の合理化に資する基盤整備等と併せて、スマート農業をはじめとする農業DX技術の現地実装をより一層進めていくことが重要です。	ご意見をもとに一部修正しました。 「農業利水の合理化」については、No.11で回答します。 【修正前】 このため、農地の集積・集約化や基盤整備等と併せて、スマート農業をはじめとする農業DX技術の現地実装をより一層進めていくことが重要です。 【修正後】 このため、農地の集積・集約化や基盤整備等と併せて、スマート農業をはじめとする農業DX技術の現地実装により、労働生産性の向上を一層進めていくことが重要です。	反映
2 国内外の食をめぐる情勢の変化への対応			

9	<p>以下、下線部分の箇所を追記するべきである。世界では、人口増加や経済発展を背景に、食料の需要が高まっています。加えて、ロシアによるウクライナ侵攻、中東情勢の悪化といった地政学リスクの高まりや、為替の円安基調なども重なり、日本では、燃油や生産資材などの価格が高止まりしており、農業経営に与えるマイナスの影響が長期化しています。こうしたなか、本県は、畜産、野菜、果実、米等の農畜産物をバランスよく生産し、農業産出額全国第5位（最新値：令和5年（2023年））の農業県であるものの、将来にわたって持続的に農畜産業を発展させるには、<u>都市近郊地域や産業導入地域における農地転用圧力等の複雑化する課題に土地利用規制等によつて的確に対応しつつ、効率的かつ生産性の高い農畜産業経営への転換が必要</u>です。</p>	<p>複雑化する課題については、農地の確保だけでなく肥料や飼料、資材などのコスト上昇や、人材の確保・育成、遊休農地の発生、流通体制の再構築など多岐にわたっていると認識しています。なお、許可等については、引き続き法制度に則って適切に行って参ります。</p>	参考
3 農地・農業用施設等の整備・保全			
10	<p>農地面積の確保、優良農地の転用規制の必要性等について、別に項目立てを行って記載すること。市街化調整区域内での開発許可や農村産業導入制度が適切に行われていない現状について触れ、農地の転用や農振制度の厳格な運用が行われる必要があることを記載すること。</p>	<p>ご意見のあった項目については、個別法に基づく計画により整理しており、許可等については、法制度に則って適切に行っているところです。また、制度に関するご意見につきましては、所管である国の機関と共有させていただきます。</p>	参考
11	<p>以下、下線部分の箇所を追記するべきである。農地、農業水利施設、防災施設、農道等の農業生産基盤は、生産性の維持・向上に加え、地域の防災・減災の役割も担う重要な社会資本です。農業者の高齢化と減少が進む中、意欲ある担い手への、農地の集積・集約化や高収益作物への転換等を実現するには、省力化や生産性向上<u>及び農業水利の合理化等</u>に対応した基盤整備を着実に進めることが必要です。また、防災・減災の役割も担う平坦地域の排水機場などの施設では、耐用年数を超えた施設が多く残されていることから、計画的な整備・保全や機能強化が必要です。加えて、農業者の高齢化・減少等に伴い、施設の点検・操作や集落の共同活動が困難となる地域への対応が必要となることを見据え、ICT導入やDXの取組み等による作業の効率化、施設の集約・再編を推進し、施設を適切に保全・管理していく必要があります。</p>	<p>農業水利の合理化等については、各論「1(2)⑤強固な生産基盤の整備と保安全管理」に記載のとおり「農業水利施設を将来にわたって適正に保全していくため、「地域の農業生産基盤の保全」及び「土地改良区の運営基盤の強化」に関する事項について定める「水土里ビジョン」策定の支援」に取り組んで参ります。</p>	参考
第3章 くまもの農畜産業の目指す姿			
1 目指す姿			
12	<p>市街化調整区域内での開発許可や農村産業導入制度の適正な運用等による農用地の転用規制を行うことを記載すること。</p>	<p>許可等については、法制度に則って適切に行っているところです。</p>	参考
○本県の食料自給率の見通し			
13	<p>カロリーベースの（現況）令和4年度：60%を（目標年）令和9年度：61%、（参考年）令和15年度：62%に増やすことは、年々、農地面積が減少する中で「儲かる農業」にシフトさせる政策では達成が困難と思われるが、試算根拠を示すことはできるか。主要品目の栽培面積だけでなく、確保すべき全体農地面積を示すべきではないか。</p>	<p>本県の食料自給率については、国の指標を参考に試算しています。また、農地の総量確保については、国において検討が行われているところであり、これを受けて県においても検討することとしています。</p>	参考
○本県の農畜産業の生産構造の展望			
14	<p>本提案と矛盾する形で県内の多くの市町村において、農業従事者（家族を含む）の雇用創出を謳った「農村産業導入に係る実施計画」が優良農地の農振除外を目的として策定されている。</p>	<p>「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」は、農村地域への産業の導入を促進する一方、農業従事者が導入される産業に就業するための措置や、農業構造の改善を促進するための措置を講ずること</p>	補足

	農村地域に過大な雇用を生み出して人手不足を生じせしめている結果、外国人材に依存する農業構造となっており、後継者難や農業継続断念につながるような農村産業導入制度の運用を見直さない限り、このような提案は実現困難なのではないか。	で、農業と産業との均衡ある発展と雇用構造の高度化に資することを目的としており、このような考え方に基づき策定された国の基本方針等に則って適切に行われております。 また、担い手の確保につきましても、親元就農を含めた、多様化する就農ルートや就農形態に応じて、就農相談から定着まで、経営継承や経営発展の就農支援に取り組んでいるところです。ご意見のとおり非常に高い目標になっていますが、各論「1(1)⑤農畜産業振興と半導体企業進出の両立に向けた営農継続支援」「1(1)②②農業・農村を支える人材の確保・育成」に記載のとおり、一つ一つの課題に対応しながら、目標の実現に向けて取り組んで参ります。制度に関するご意見につきましては、所管である国の機関と共有させていただきます。	
15	外国人材は「担い手」の中にも含めるべきでないことから削除して「目標指標」的な記載をしないこと。	国の食料・農業・農村基本計画第4-I-2(2)食料自給力の確保(③持続的な農業経営の実現に向けた雇用労働力の確保・環境整備)における、「外国人材の確保については、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする、育成就労制度が創設されることを踏まえた受入環境整備とキャリア形成を促進する。あわせて、障害者等が働きやすい環境の整備を図ることにより、障害者等の就農促進や継続的な雇用を図るとともに、障害者等が生きがいを持って農業に関する活動を行うことを促進する。」の記載に基づく表記としています。	補足
2 施策の展開方向			
(1) 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現			
1) 担い手の確保・育成と経営基盤強化			
16	外国人材を「担い手の確保」の項目で記載することは適切ではないため、以下の文言を削除すること。 外国人材の受け入れや農福連携による障がい者の就業促進等に取り組み、多様な人材が活躍できる農業現場を拡大します。	※No. 15 と同様	補足
17	以下、下線部分の箇所を追記するべきである。 一方、半導体関連企業等の進出により、営農環境が変化している地域については、関係市町村と連携し、営農継続に向けた対策として、 <u>農地転用等の規制強化による土地利用秩序の維持を図り</u> 、必要な農地確保と生産支援に取り組み、農畜産業振興と企業進出の両立を図ります。	許可等については、法制度に則って適切に行っているところです。 そのうえで、所管である国と情報を共有しながら、地域のニーズに応じた農地確保に向け、取組みを進めてまいります。	参考
各論 目指すべき姿の実現に向けた取り組み			
1 持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現			
(1) 担い手の確保・育成と経営基盤強化			
①担い手の確保・育成と経営継承の取組み拡大			
取組方針（目指す姿）			
18	「農業後継者を積極的に他産業に就業させる農村産業法等の制度適用は慎重になされるべきで、認定農業者や地域営農組織の育成、企業等の参入促進を図るには単に儲かる農業を目指すのではなく、農業生産等に従事する者がプライドをもって「国民に安全・安心な食料を安定的に提供」することができるよう、学校教育や職業教育の場において、農業従事者に対するレスペクトや感謝の心が醸成されるような教育がなされる必要がある。」ことについて記載すること。	※No. 6 と同様	参考
⑤農畜産業振興と半導体関連企業等の進出との両立に向けた営農継続支援			
取組方針（目指す姿）			

19	<p>「半導体関連企業等の菊池地域への進出等により、周辺農地の売買が加速化し、農地の貸借契約の解除の発生により農地が減少するなど、営農継続に向け利用可能な農地の確保などが課題となっています。」の後に以下、下線部分の箇所を追記すべき。</p> <p><u>「その原因として、市街化調整区域における不適切な開発許可制度の運用や農振除外を許容する各種制度の不適切な適用によって転用期待が異常なまでに高まったことが考えられ、農地転用等の規制の厳格化なくして問題解決は困難と思われる。」</u></p>	<p>許可等については、法制度に則って適切に行っているところでは、所管である国と情報を共有しながら、関係市町村と連携し、地域の実情に応じた取組みを進めて参ります。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	参考
具体的な方策			
20	<p>このような取り組みは、ずいぶん以前から「人・農地プラン」や「農地バンク」等によって行われてきて、地域での話し合いによって担い手への農地集積は極限まで進められている状況と思われる。</p> <p>今更、これらの施策を記載することは意味がなく、実効も上がらないのではないか。</p>	<p>農地等のデータベース化により、将来の農地利用を明確化した地域計画の情報を「見える化」するなど、取組みの深化を図り、さらなる営農継続の支援に取り組んで参ります。また、これまでも担い手への農地集積を進めてきたところですが、農地の総量確保に加えて規模拡大を志向する担い手に対応するため継続的に取り組む必要があることから、各論「1(1)④担い手への農地の集積・集約」に記載のとおり、地域計画策定地区での話し合いを引き続き推進して参ります。</p>	補足
21	<p>「全国でも事例のない短期間での林地を含めた代替農地の整備に向け手引書を作成し、関係市町村に共有するとともに、代替農地となり得る候補地の広域的な調査などに取り組めます。整備の必要性については、作付け希望者の意向を市町村等と連携して丁寧に把握したうえで、検討を進めます。」の後に以下、下線部分の箇所を追記すべき。</p> <p><u>「これらに要する費用については農地転用等により利益を得た事業者等に負担させることとし、県民に一切負担させないこととする。」</u></p>	<p>基盤整備については、国の補助事業を最大限活用し、地方負担や農家負担を最小化することで対応していきたいと考えております。ご提案いただいた事業者等による事業費負担の手法については、今後の参考とさせていただきます。</p>	参考
22	<p>工業用水等の確保のための農業用水の合理化について、下線部分の箇所を追記すべき。</p> <p><u>「地下水涵養にとって重要な農地の減少による地下水収支の悪化等の対策として、地下水の代替となる地表水の活用による工業用水の確保に向け、既得農業用水の合理化等の用水再編対策に必要な農業インフラの整備に努める」</u></p>	<p>新たな地表水の活用は、地域の現状の水利用の中に新たな水利用を導入するものであり、下流水利権者等の関係者との協議・調整が必要となります。ご提案いただいた意見については、地下水への影響や関係者の意見も踏まえつつ、今後の参考とさせていただきます。</p>	参考